



第4章

バリアフリーの整備方針

1. 重点整備地区及び生活関連経路の設定

(1) 重点整備地区の設定

バリアフリー新法では、重点整備地区の要件の1つとして「原則として、生活関連施設のうち特定旅客施設又は特別特定建築物(官公庁施設、福祉施設等)に該当するものが概ね3以上あること、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区」を規定しています。

J R 千代川駅からの徒歩圏内(駅から概ね半径500mの範囲)には、千代川小学校、千代川町自治会館、公民館等の公共施設や銀行などの商業施設などが立地しています。これを踏まえるとともに、道路や河川など主要な公共地物によって明確な境界を定めることとし、この基本構想では、重点整備地区の範囲について、次図に示す約39haと設定します。

(2) 生活関連施設・生活関連経路の設定

① 生活関連施設の選定

バリアフリー新法では「高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設」を生活関連施設の対象としています。J R 千代川駅周辺地区では、以下を生活関連施設とします。

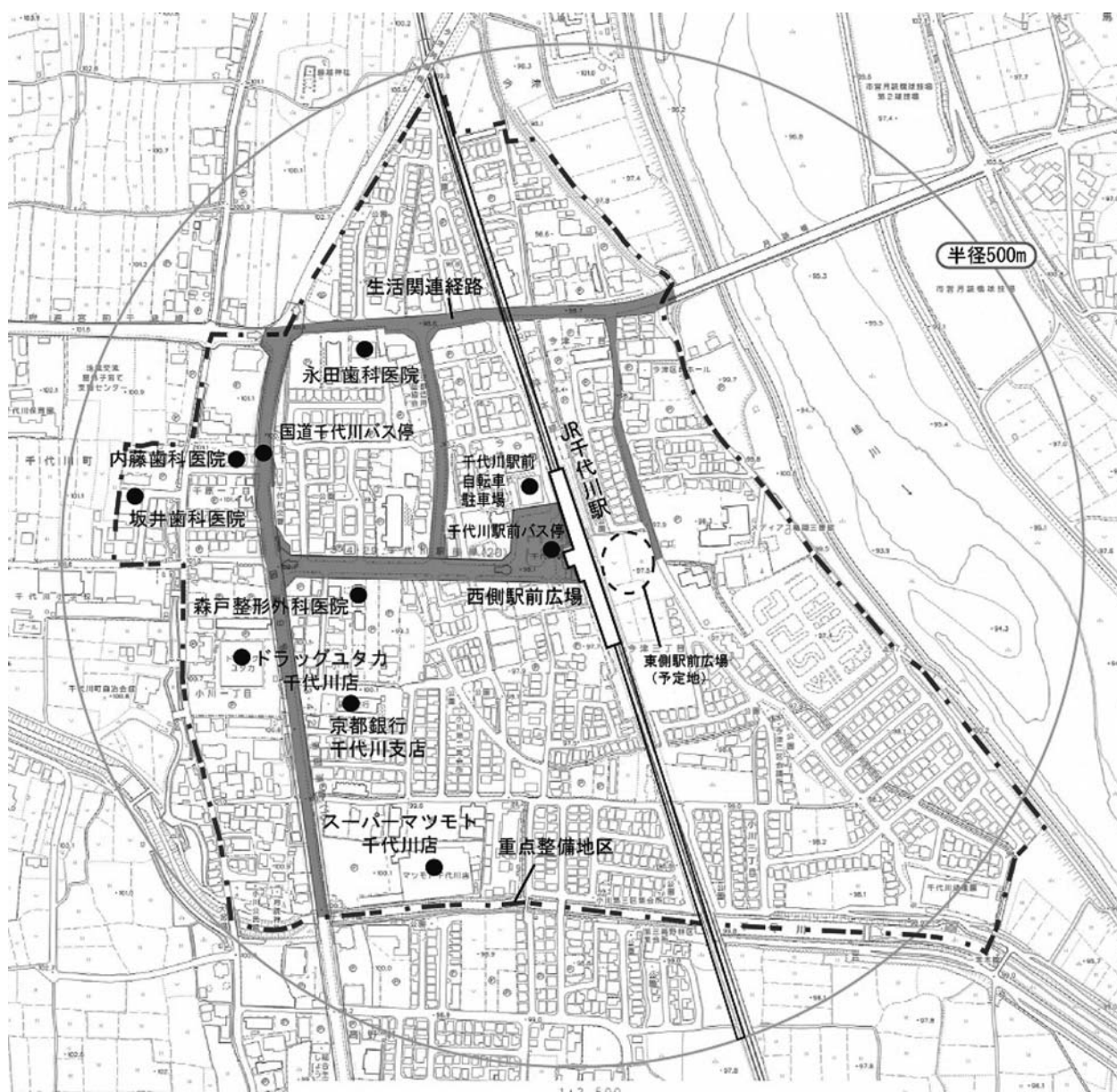
- 旅客施設等：J R 千代川駅、千代川駅前バス停、国道千代川バス停、
- 商業施設等：京都銀行千代川支店、スーパーマツモト千代川店、ドラッグユタカ千代川店
- 保健・医療・福祉施設等：森戸整形外科医院、坂井歯科医院、内藤歯科医院、永田歯科医院

② 生活関連経路の設定

以下の点を考慮して生活関連経路を設定します。生活関連経路については、移動円滑化基準に適合した整備を目標として事業を推進していきます。

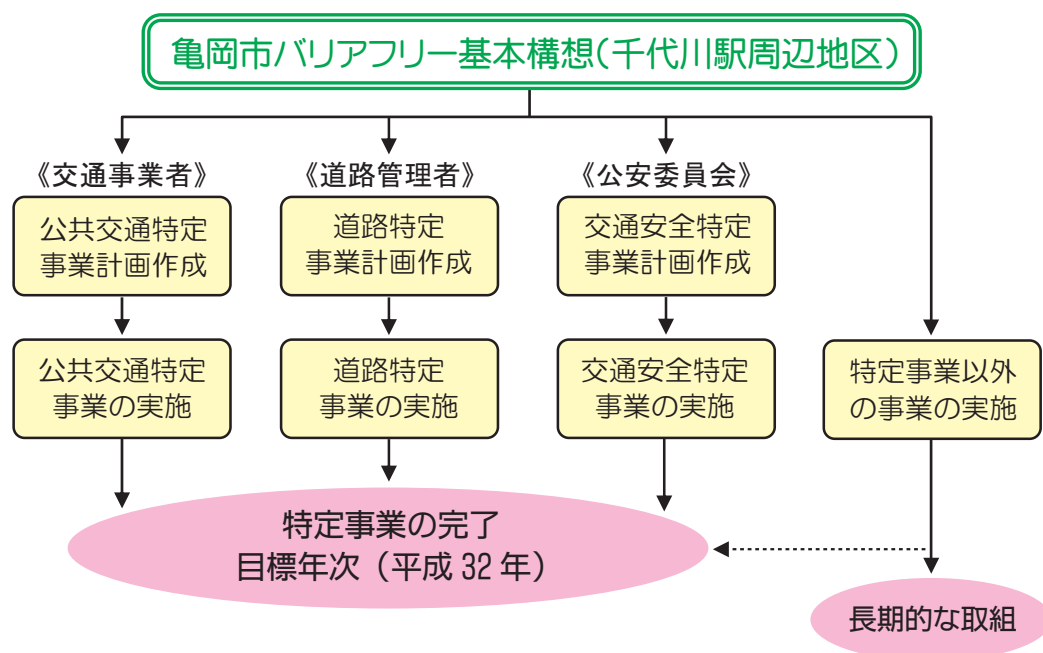
- 旅客施設等と生活関連施設を結ぶ経路
- 生活関連施設間を結ぶ経路
- 駅周辺の通行量及び歩行動線の状況
- 歩道設置の状況(道路縦断、幅員等を考慮)
- 他事業等の整合

<重点整備地区の範囲と生活関連施設・生活関連経路>



(3) 目標年次

この基本構想では、バリアフリー新法に基づく特定事業を指定して、整備を進めます。基本構想全体としてのバリアフリー整備は、「第4次亀岡市総合計画」などの上位計画を踏まえて、総合的、継続的に取り組むべき整備項目もあることから、2020年以降の目標も設定しますが、特定事業による整備は2020年（平成32年）を目標年次とします。



■参考：バリアフリー新法における特定事業

○公共交通特定事業

- ・特定旅客施設におけるバリアフリー設備（エレベーター、エスカレーターなど）の整備、これに伴う特定旅客施設の構造の変更
- ・特定車両（軌道車両、乗合バス）のバリアフリー化（低床化など）

※なお、旅客施設を含まない重点整備地区の場合は、当該市町村内の特定旅客施設を結ぶ特定車両と、当該特定旅客施設のバリアフリー化の事業も対象となります。

○道路特定事業

- ・道路におけるバリアフリー化のための施設・工作物（歩道、道路用エレベーター、通行経路の案内標識など）の設置
- ・バリアフリー化のために必要な道路構造の改良（歩道の拡幅、路面構造の改善など）

○路外駐車場特定事業

- ・特定路外駐車場におけるバリアフリー化のために必要な施設（車いす使用者が円滑に利用できる駐車施設など）の整備

○都市公園特定事業

- ・都市公園におけるバリアフリー化のために必要な特定公園施設の整備

○建築物特定事業

- ・特別特定建築物におけるバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備
- ・全部又は一部が生活関連経路である特定建築物における生活関連経路のバリアフリー化のために必要な建築物特定施設の整備

○交通安全特定事業

- ・バリアフリー化のために必要な信号機、道路標識又は道路標示の設置（高齢者、障害者等による道路の横断の安全を確保するための機能を付加した信号機、歩行者用道路であることを表示する道路標識、横断歩道であることを表示する道路標示の設置など）
- ・バリアフリー化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止（違法駐車行為に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動など）

2. 整備方針

(1) 鉄道駅施設

J R 千代川駅については、市北部地域の拠点として、だれもが安全・安心で快適に利用できる駅施設となるよう整備を促進します。

- ・駅の出入り口から駅舎、改札口、上下線ホーム（車両乗降口）を、だれもが容易に移動できるよう、「移動円滑化された経路」を整備します。
- ・高齢の人や障害のある人をはじめ、だれも分りやすく連続した誘導サインを設置するほか、音声による誘導設備を設置します。また、視覚障害のある人の円滑な移動に配慮し、駅の出入り口から改札口、上下線ホーム（車両乗降口）まで、また、トイレやエレベーターなどの施設への視覚障害者誘導用ブロックを設置するとともに、点字案内板を設置します。あわせて、聴覚障害のある人などに分かりやすい電光表示などの案内情報・緊急情報設備を充実させます。
- ・多機能トイレや、車いす利用に配慮した券売機などの整備を進めます。また、休憩場所の改善など、駅の利便性の向上を図ります。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
移動施設の整備	移動円滑化された経路の確保（エレベーター等）	○	
	階段手すりなどの設置	○	
案内情報施設の整備	視覚障害者誘導用ブロックの設置	○	
	点字・音による誘導設備の設置		○
	案内情報・緊急情報設備の充実		○
利便施設の設置	多機能トイレの設置		○
	券売機の改善など		○
	休憩場所の改善		○

(2) 車両

鉄道車両やバス車両については、だれもが使いやすい車両を積極的に導入し、わかりやすい案内表示への改善を進めます。

- ・新型車両導入時には、移動のしづらさのある人に配慮した車両・低床バスを導入します。
- また、経路案内、運賃表示や次のバス停の表示など各種案内表示を分かりやすいものにします。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
車両の導入	移動のしづらさがある人に配慮した車両、低床バスの導入	○ →	
案内表示の改善	だれにでも分かりやすい案内表示	○ →	

(3) 駅前広場・バス停留所

だれもが安全・安心で快適に利用できる空間ネットワークを形成するため、駅前広場の整備やバス停留所の改善を進めます。

① 駅前広場

- ・ 駅東側からの利用者の移動円滑化された経路の確保、安全、利便性の向上を図るため、東側駅前広場の整備を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
駅東側アクセスの改善	東側駅前広場の整備	○	

② バス停留所

- ・ 可能な限り待合スペースを確保し、屋根やベンチなどの設置を進めるほか、バス停からバスに乗車しやすい構造となるよう整備を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
バス停留所 スペースの改善	待合場所の確保	○ →	
	バスに乗降しやすい構造のバス停の設置・改善	○ →	
案内情報施設の整備	視覚障害者誘導用ブロックの敷設・改善	○ →	
快適さの確保	屋根、ベンチなどの休憩施設、照明灯の設置	○ →	

(4) 道路

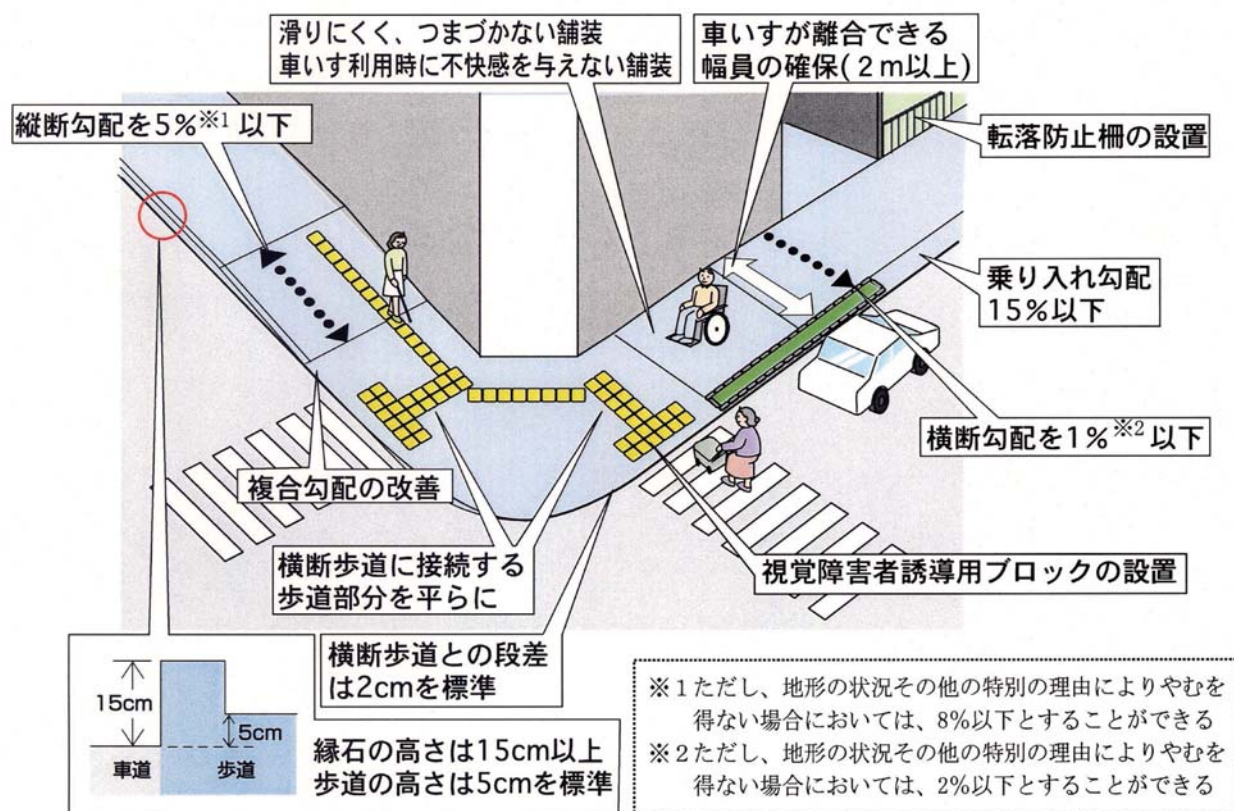
重点整備地区内において、生活関連経路のバリアフリー化を段階的に進めます。

① 道路

- 生活関連経路については、移動円滑化基準に沿った歩道整備を図るとともに、だれもが安全に行ける舗装への改善・整備、段差等の解消を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
歩道の設置	駅施設と主要公共施設、主要公共施設間を結ぶ道路における歩道整備	○ →	
歩道幅員の確保	車いすが離合できる幅員の確保	○ →	
舗装の改善	滑りにくく、凹凸につまずかない仕様での設置・改善	○ →	
	車いすでの利用時に不快感を与えない仕様での設置・改善	○ →	
勾配・段差の改善	歩道の縦断勾配の改善	○ →	
	車道とのすりつけ勾配の改善	○ →	
	歩道と車道の切り下げ部の段差解消	○ →	
快適さの確保	こまめに座って休憩がとれるスペース・設備の設置	○ →	
	移動の障害となる街路樹・庭木などの適切な維持管理	○ →	
視覚障害者誘導用ブロックの設置	分かりやすく連続した線状・点状ブロックの敷設・改善	○ →	
道路照明・街灯の整備	安全性及び防犯性を考慮した道路照明・街灯などの設置・改善	○ →	
側溝などの改善	道路側溝の溝蓋の設置	○	
	転落防止柵の設置	○	
	グレーチングなどの改善（車いすの車輪や杖などが引っかからない目の細かい仕様）	○	

<歩道の整備イメージ>



② 標識

- 交通標識のほか、施設案内板など、各種の標識については、車いす利用者の視線などにも配慮した見やすい標識を設置するほか、ひらがな標記やピクトグラムによる分かりやすい標識の設置を進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
標識の改善	車いす利用者などの視線にも配慮した見やすい標識の設置	○ →	→
	だれもが理解できる表記の改善（かな、ピクトグラム・絵文字の使用など）	○ →	→

③ 障害物の撤去・規制

- 歩道上の放置自転車や違法駐車車両、商店の看板や商品陳列など、歩道通行者の妨げとなっている障害物の撤去、規制を関係者と協議のうえ進めていきます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
障害物などの撤去・規制	放置自転車などの撤去、違法駐車車両の排除・規制	○ →	→
	商品・看板などの道路上へのはみ出しに対する指導及び撤去	○ →	→

(5) 交差点・交通安全施設

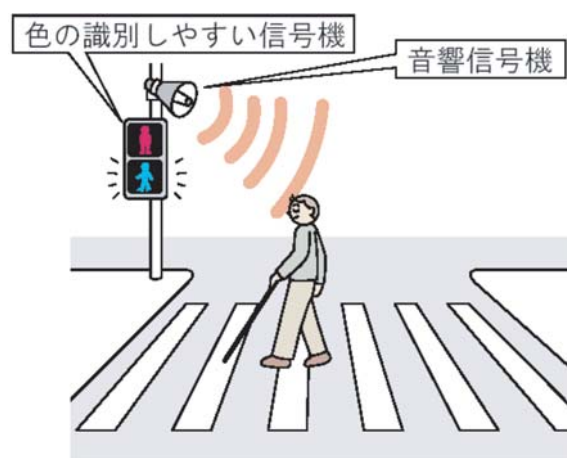
安全で快適な交差点スペース・横断歩道等を確保し、だれもが安全に交差点を横断できるよう、高齢の人、視覚や聴覚に障害がある人などに配慮した信号機の設置・改善を行います。

- ・歩行者のための十分な滞留スペースの確保を図るとともに、見やすい信号機の設置や音響信号機の設置などを進めます。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
交差点形状の改善	歩行者のための滞留スペースの確保	○ →	
地下道の改善	国道9号・都市計画道路交差点の地下道の改善・検討	○ →	
信号機の改良等	音響信号機や高齢者等感应信号機などの設置	○ →	



高齢者等感应信号機



信号機の整備イメージ

(6) 自転車駐車場トイレ

自転車駐車場に整備されているトイレについて、さらなる利便性の改善を図ります。

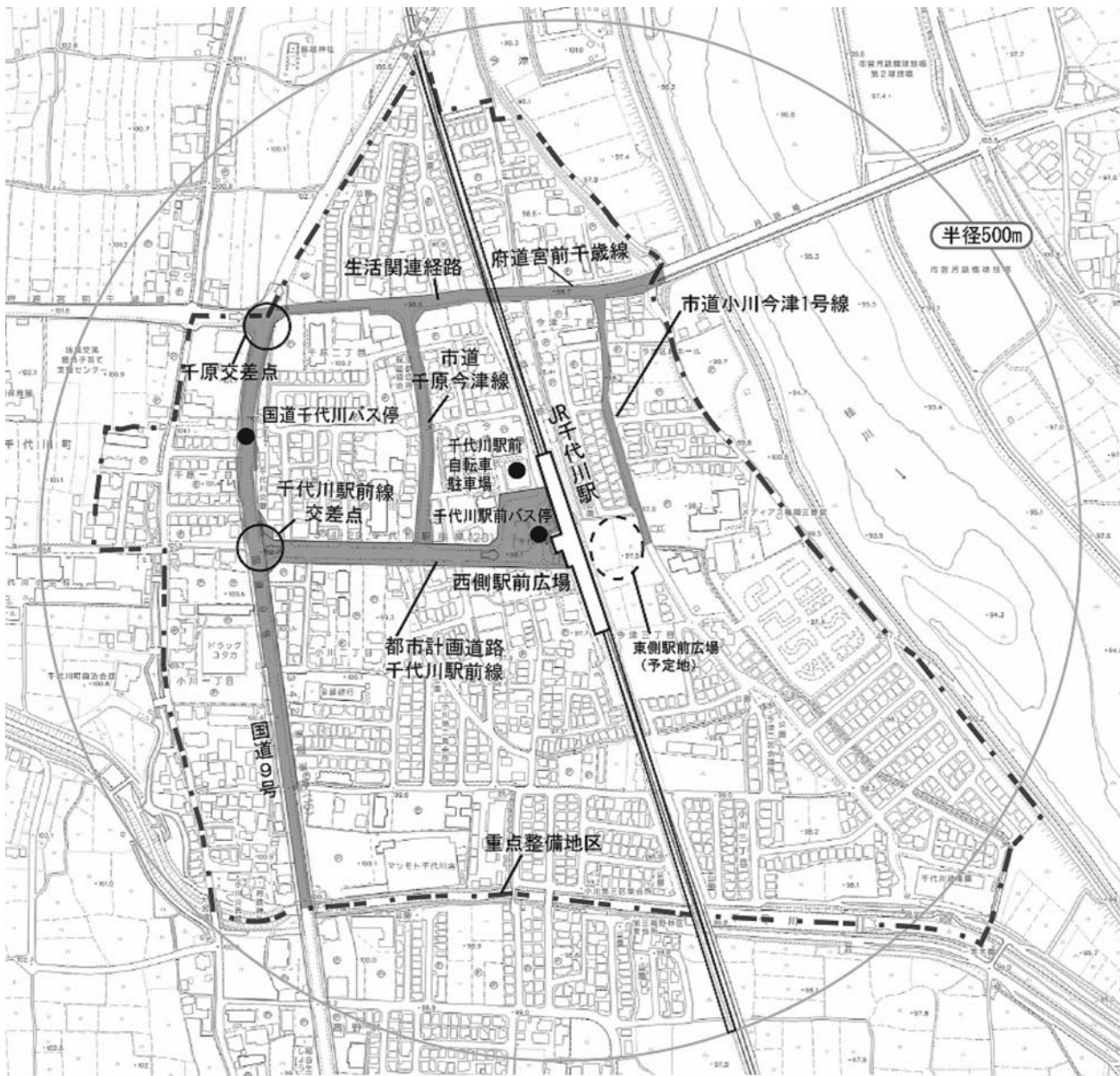
対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
出入口への誘導改善	施設と歩道間の視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保	○	
	点字案内板への誘導設備の設置	○	
案内情報施設の改善	だれにでも分かりやすい公共施設の表示の改善	○	

(7) 知識普及と意識啓発（心のバリアフリー）

バリアフリーの普及啓発と多様なコミュニケーションを通じて、移動のしづらさと移動のしづらさのある人への理解を深めることで、地域住民がともにバリアフリーのまちをつくり、守り、快適に生活することができるよう心のバリアフリーを推進します。

対応策	整備項目	2020年までの取組	長期的取組
学習機会の充実	市民への「心のバリアフリー」に関する啓発・学習機会の充実	○ →	
	学校教育における福祉教育の充実	○ →	
	交通事業者による職員研修の実施、マニュアル整備の促進	○ →	
交通マナーの向上	道路上の駐車・駐輪を行わないなど市民のマナーの向上	○ →	
	自転車利用についての交通ルール遵守の啓発	○ →	
沿道住民・店舗等への啓発・指導	歩道への看板設置・商品陳列の規制のための啓発・指導	○ →	
	歩行者の安全を確保するための配慮（歩道を横断する駐車場などの安全対策）	○ →	

3. 旅客施設・道路などの整備等の概要



(1) JR千代川駅・駅前広場

◎は2020年の事業完了を見込むもの

○は2020年までの事業着手とその後の事業継続を見込むもの

① JR千代川駅

- ◎ 駅西側での駅舎へのアプローチの改善（スロープの設置）
- ◎ 駅施設での円滑な移動経路の確保
- 電光表示などの案内情報・緊急情報設備の充実
- 多機能トイレや、車いす利用に配慮した券売機などの改善
- 休憩場所の改善

② 西側駅前広場

- 北側横断歩道への音声誘導設備の設置
- 点字案内板への音声誘導設備の設置

③ 東側駅前広場

- ◎ 駅前広場整備と併せた、駅東側からの移動円滑化された経路の確保

④ 自転車駐車場

- ◎ 多機能トイレへの視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保
- ◎ 点字案内板への手すり・音声による誘導設備の設置
- ◎ 劣化した各種サイン、不適切な追加掲示の改善など

(2) 都市計画道路千代川駅前線

- インターロッキング舗装の適宜適切なメンテナンス
- 区画道路細街路との接続部分などのやみ地排水路へなどの蓋の設置、危険箇所の改善
- 休憩コーナーの設置

(3) 国道9号

① 千原交差点

- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置
- 歩道拡幅による歩行者滞留スペースの確保
- ◎ 歩道・横断歩道すり付け段差の解消、側溝グレーチングの改善

② 千原交差点～千代川駅前線交差点

- 歩道幅員の確保とフラット型歩道への改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- バス停の改善（屋根、ベンチ、点字案内板などの設置）
- 自動車の歩道への乗り上げへの対策

③ 千代川駅前線交差点

- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置
- 地下道の改善または横断歩道の設置
- 歩道整備による、交差点西側での歩行者滞留スペースの確保、勾配の改善

④ 千代川駅前線交差点～スーパー

- 西側歩道の新設
- 東側歩道のフラット型歩道への改善、狭あい部分の幅員の確保（障害物の撤去）
- 視覚障害者用付加装置（音響装置）の設置、交差点西側での歩行者滞留スペースの確保
- 車止めの改善（衝突防止の対策）と歩道横断部の安全対策
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設

（４）府道宮前千歳線

- 道路整備事業を引き続き実施の着実な推進
- 踏切部の安全施設の整備

（５）市道

① 駅西側（市道千原今津線）

- ◎ 歩道の舗装改善
- 視覚障害者誘導用ブロックの敷設
- ◎ ポケットパークの修繕と休憩スペースの充実
- 住宅庭から歩行空間への植栽の越境の改善指導

② 駅東側（市道小川今津 1 号線）

- 歩道の改善
- 危険箇所の改善

（６）その他

- 生活関連経路における建設工事等に関する情報提供の充実と、工事等に伴う安全確保と視覚障害者誘導用ブロックの仮設などについての指導の徹底
- 常態化している、歩道上での荷捌き禁止の徹底
- 地区住民に対する、安全な歩行空間の維持のための知識普及と意識啓発等

4. 基本構想を踏まえた事業の推進

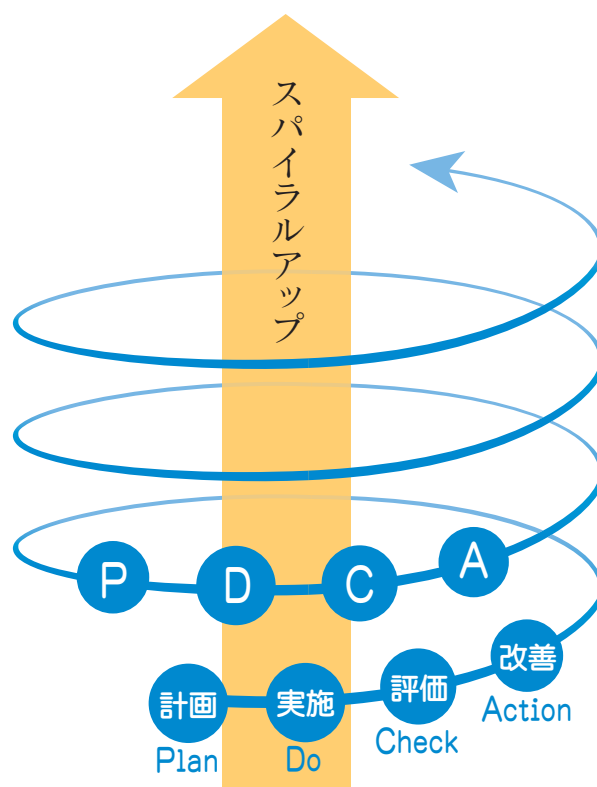
(1) 事業の実施にあたって

基本構想に位置づけられた事業を推進していく上で、様々な「移動のしづらさ」についての理解と認識を深めるとともに、市民をはじめとする利用者の意向を踏まえることが重視される必要があります。

事業実施の様々な段階において、事業者と市民が意見を交わし連携を図りながら、より効果的な事業の推進に努めます。

(2) 継続した取り組み

バリアフリー化事業を着実に推進するため、事業の適切な進行管理を行います。また、社会状況の変化や市民ニーズの多様化に対応するため、事業の実施状況を踏まえながら、必要に応じて基本構想の見直しを行うなど、継続的・段階的なバリアフリー化の推進に努めます。



《一連の流れ（PDCA）を段階的かつ継続的に発展させる》